

青少年施策

第1 地域における青少年健全育成の推進

1 東京都子供応援協議会等の運営

(1) 東京子供応援協議会

ア 目的

都民、区市町村、事業者、青少年健全育成団体等と協働して、青少年の健全育成に取り組む総合的推進体制を確立し、次代を担う青少年が心身ともに健やかに育成される社会の実現を図ることを目的として、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、平成17年6月に「東京子供応援協議会」を設置しました。

イ 構成

会長 東京都知事
副会長 東京都副知事、東京都教育長、警視庁副総監、東京都商工会議所連合会会長
委員 行政機関・団体、教育関係団体、事業者関係団体、青少年健全育成等団体の代表
現在 51 団体

ウ 内容

- ・ 青少年健全育成に関する気運醸成
- ・ 青少年健全育成に関する施策・事業の周知
- ・ 青少年健全育成に関する意見交換

エ 部会

- ・ 地域における青少年健全育成推進会議
- ・ 子供に万引きをさせない連絡協議会
- ・ 地域教育推進ネットワーク東京都協議会

事務局 東京都生活文化スポーツ局

(2) 地域における青少年健全育成推進会議

ア 目的

上記(1)の部会の一つとして、地域における青少年の健全育成を推進し、区市町村及び地域活動等関係諸団体と東京都の連絡調整を図るため、平成30年6月に「地域における青少年健全育成推進会議」を設置しました。

イ 構成

会長 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長
委員 東京都、区市町村、地域活動等関係諸団体

2 地域における青少年健全育成事業

青少年の規範意識やコミュニケーション力を育む取組に加え、地域の中で、高齢者や障害者など様々な人との交流により「他者を思いやる」、外国人を通して「多文化への理解を深める」など、青少年のダイバーシティの意識を育む取組を進めています。

(1) 青少年が地域で実践・ふれあえる機会の提供

ア 青少年応援プロジェクト@地域

「多文化への理解」、「障害者や高齢者への理解」、「スポーツ・職業体験等」をテーマに、青少年や青少年に関わっている人々に対して、講演会と交流体験など、ダイバーシティ意識を育むイベントを実施しています。

イ あいさつ運動の展開

都内の小学校において、「あいさつすることの大切さ」等を学ぶ、「あいさつ音楽劇」を上演し、青少年や保護者、地域の大人に対し、あいさつ運動の気運醸成を行っています。

ウ 中学生の主張東京都大会

中学生から、日常生活で考えたことや社会に向けての意見等の作文を募集し、スピーチコンクールを開催しています。中学生に発表の場を提供するとともに、都民に中学生の考えていることなどを知っていただく機会としています。

最優秀者は「少年の主張全国大会」東京都代表として推薦されます。

エ 「家族ふれあいの日」の普及

民間事業者と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用するとサービスが受けられる優待制度の協力店や施設を紹介することで、家族とのふれあいを促進しています。

オ 地域における青少年健全育成応援事業補助

青少年の規範意識やコミュニケーション力を育むとともに、青少年のダイバーシティの意識を育むために区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助しています。

(2) 大人に向けた意識の醸成及び実践

ア 青少年健全育成地区委員会連絡会（研修会）

地域で青少年健全育成活動を実施している地区委員会相互の連携を密にするとともに、活動状況を共有するため、地区委員会連絡会を開催しています。

イ 地区委員会等推進モデル事例集の作成

地域社会、家庭、学校が連携し、青少年を地域ぐるみで健全に育成する優れた取組を事例集としてまとめ、活動の参考としてもらうことで、地域での青少年健全育成を促進しています。

ウ 地区委員会なんでもアドバイザー派遣事業

地域の課題解決に取り組む地区委員会を支援し、その活動を活性化するため、地域の課題解決に必要な様々な知識をもった専門家を派遣しています。

第2 有害情報等からの保護

青少年を様々な有害情報から保護し、青少年の健全な育成を図るため、青少年の生活環境の整備等、様々な事業を実施しています。

1 携帯電話の危険性から子供を守るための取組

フィルタリングは青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

平成22年の条例改正では、フィルタリング解除手続きが厳格化され、平成30年2月の青少年インターネット環境整備法改正では、フィルタリングの利用が保護者の責務であることが規定されています。

一方、令和4年3月に都が行った調査では、フィルタリングの未加入率は小学生で16.3%、中学生で21.8%、高校生で37.9%となっており、高校生に関しては「加入・設定している」の32.0%を上回っています。フィルタリング未加入の理由として最も多いのは、「インターネットの使い方について、子供を信用しているから」となっており、次に多い理由は、「子供がインターネット上の有害情報を見ないように、保護者として適切に管理できるから」となっています。

都では、フィルタリング利用の重要性を周知するための啓発カードを作成し、携帯電話販売店に提供して、新規契約を申し込む青少年の保護者への配布を依頼しています。

2 ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等の被害者・加害者となるケースが発生しており、さらには「パパ活」や「自撮り被害」等といったSNSに起因する性被害関連のトラブルも社会問題となっています。

都では、青少年やその保護者、学校関係者等を対象とした、インターネットやスマートフォンに関する各種トラブルや悩みについて相談できる総合的な窓口「こたエール」を平成21年7月に開設し、運営しています。相談は、電話・メール、SNS（LINE）で受け付けています。

※ 連絡先等については25ページ参照

3 インターネット利用適正化・性被害防止対策

スマートフォンやSNS等の急速な普及や利用の低年齢化に伴い、生活環境の乱れにつながるインターネットの長時間利用や、「パパ活」や「自撮り被害」といったSNSに起因する性被害関係のトラブル等が社会問題となっています。このような様々な被害から都

民を守るため、インターネットやSNS等の利用においてトラブルに巻き込まれやすい青少年やその保護者、そして周囲の大人に向け、これらの問題への正しい認識や対応方法等の知識を身に付けてもらうことを目的とした各種啓発を行っています。

(1) ファミリールール講座の運営

インターネットやSNSの利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を守るための防止策を学ぶことのできる講座を実施しています。

(2) 啓発リーフレット等の作成・配布

「自撮り被害」等の性被害やネットトラブルの実態、相談窓口等をまとめたリーフレットを年代別に作成し、各年代の生徒・保護者に配布しています。

(3) SNSトラブル防止動画コンテスト

都内の若者からSNSトラブル防止を啓発する動画等のコンテンツを募集するコンテストを開催しています。また、入賞作品をデジタルサイネージ等で放映することで、青少年を被害から守る機運を醸成しています。

(4) SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化

安心・安全な形でSNS等を利用できる環境の整備を推進するため、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、青少年の性被害防止に向けたターゲット広告やSNS安全利用Webシンポジウム等を実施しています。

第3 非行少年等の立ち直り支援

警視庁の統計によると、非行少年は12年連続で減少しています。なお、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は、令和3年は38.0%で、11年連続30%台となっており、上昇傾向にあります。

東京都では、非行少年及び少年院出身者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを地域で支援し、再び犯罪をしないようにするため、更正保護活動に当たる保護司との連携や、普及啓発活動等の取組を行っています。

1 再非行防止・社会復帰支援事業

非行歴のある少年が立ち直り、社会の一員としての自覚と責任を醸成していくためには、就労が重要です。都では、保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用する取組を行っているほか、非行歴のある少年が抱える事情等を理解して、当該少年を雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、普及啓発を行っています。

2 子供の万引き防止

万引きは非行の入口ともいわれており、これを繰り返すうちにより重大な犯罪を行うようになっていくこともあります。このため、子供に万引きをさせない教育の充実を図るとともに、保護者、地域等の大人や子供を対象とした啓発活動を行い、子供に万引きをさせないための取組を推進しています。

(1) 子供に万引きをさせない連絡協議会の運営

子供の万引き対策を協議し、子供に万引きをさせない取組を推進するため、平成19年1月に健全育成団体等から構成される「子供に万引きをさせない連絡協議会」を設置しています。

(2) 啓発活動の推進

万引き防止の啓発リーフレットを作成し、都内全小学校2年生、5年生、中学校2年生の児童・生徒に配布しています。また、都内全小学校から実施校を募集・選定し、地域の実態や課題に合わせた健全育成音楽劇を実施しているほか、小学生による万引き防止標語の作成を行っています。

(3) 計画の理念

国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念としています。

(4) 基本方針

(基本理念の実現に向けて取り組むべき方向性)

- 基本方針1 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援
- 基本方針2 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
- 基本方針3 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

(5) 計画期間

令和2年度から令和6年度まで(5ヶ年)

(6) 計画の対象

乳幼児期(概ね0歳)から青年期(30歳未満)の子供・若者

施策によっては、ポスト青年期(40歳未満)も対象

第4

若年支援施策の推進

1 東京都子供・若者計画(第2期)

(1) 計画策定の趣旨

全ての子供・若者が青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを目指し、令和2年4月に第2期計画を策定しました。

(2) 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、都道府県子供・若者計画として策定し、『『未来の東京』戦略ビジョン』を推進する計画の位置づけをあわせもつものです。
- これまでに策定されてきた都の様々な分野の計画等の中から、子供・若者の育成支援に係る施策等を集めて一覧化することで、都における取組の現状を示すとともに、子供・若者支援に係る視点を示して、子供・若者育成支援を効果的に推進します。
- 乳幼児期からポスト青年期までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子供・若者を支援するため、都のみならず、区市町村、国、関係機関、民間団体等との連携を含む地域における子供・若者育成支援のネットワークづくりを推進していきます。

2 東京都子供・若者支援協議会

子ども・若者育成支援推進法第19条の規定に基づき、平成26年3月に設置。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的とし、法で掲げる理念を実現するため、関係部局等との連携・協力を密にし、総合的かつ着実な施策の推進を図ります。

事務局 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部

3 若者総合相談支援事業

若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、メディアや情報通信技術の普及・発展など、めまぐるしく変化し、社会的自立に困難を有する若者の持つ背景はこれまで以上に複雑化・深刻化しています。このため、若者からの幅広い分野にまたがる相談を一次的に受け付ける若者総合相談支援事業を実施しています。

○ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

平成29年度より東京都若者総合相談センターを開設し、電話、LINE、メール及び面接(対面・オンライン)による相談を実施しています。若者やそのご家族を対象として、幅広い分野にまたがる若者の相談を受け付け、適切な支援につなぐことで、若者の社会的自立を後押ししていきます。

また、非行少年や非行歴を有する若者についても、社会的自立に向けた支援を行っていきます。

※ 連絡先等については25ページ参照